

愛知県医療圏保健医療計画の見直しについて

1. 経緯

- 本県においては、平成23年3月に平成23年度から27年度までを計画期間とした地域保健医療計画を策定したが、平成24年3月に国の「医療提供体制の確保に関する基本方針」等が見直され、医療計画に定める疾病として精神疾患を追加することや東日本大震災を踏まえた災害医療体制を明らかにすることなどの改正が行われた。
- 本県の医療計画は、全県を対象とした「地域保健医療計画」（以下「県計画」という）及び二次医療圏を対象とした「医療圏保健医療計画」（以下「医療圏計画」という）で構成されており、平成23年3月の計画策定までは、両計画を同時に見直してきたが、平成24年3月の国の基本指針改正に早急に対応するため、平成25年3月に県計画の見直し（計画期間：平成25年度から29年度まで）を先行して行い、医療圏計画については、今年度、見直しを行うこととした。

2. 見直しの考え方

- 県計画で見直しを行った点を踏まえ、4疾病5事業に新たな疾病として加えられた精神保健医療対策、地域の災害医療コーディネート体制構築等が喫緊の課題とされている災害医療対策及び、平成25年3月に見直された「愛知県がん対策推進計画」との整合性を図る必要のあるがん対策の3分野について重点的に見直すこととする。
- その他の分野については、現医療圏計画が策定から2年しか経過していないことから、必要に応じて時点修正等を行う。

3. 見直しのスケジュール

平成25年5月から8月	各医療圏計画策定部会（3回程度開催）
8月下旬から9月上旬	各医療圏保健医療福祉推進会議（素案検討）
10月9日	医療審議会医療計画部会（素案審議）
10月28日	医療審議会（素案審議）
11月中旬から12月中旬	市町村・三師会への意見照会、パブリックコメント
平成26年1月	各医療圏計画策定部会（修正案検討）
2月	各医療圏保健医療福祉推進会議（最終案検討）
3月中旬	医療審議会医療計画部会（最終案審議）
3月下旬	医療審議会（最終案審議）
3月末	策定・告示

4. 医療圏計画の構成

- 地域の概況
- 機能を考慮した医療提供施設の整備目標
 - ・ がん対策
 - ・ 脳卒中対策
 - ・ 急性心筋梗塞対策
 - ・ 糖尿病対策
 - ・ 精神保健医療対策
 - ・ 歯科保健医療対策
- 救急医療対策
- 災害医療対策
- 周産期医療対策
- 小児医療対策
- へき地保健医療対策
- 在宅医療対策
- 病診連携等推進対策
- 高齢者保健医療福祉対策
- 薬局の機能強化等推進対策
- 健康危機管理対策